

令和 7 年 1 月 28 日  
学務課

## 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の理由

区立辰巳幼稚園、ひばり幼稚園及び東砂幼稚園を廃止するため、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

別表中の辰巳幼稚園、ひばり幼稚園及び東砂幼稚園の名称及び位置を削除する。(第 2 条関係)

### 3 新旧対照表

裏面のとおり

### 4 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

### 5 廃止後の跡地活用

辰巳幼稚園：検討中

ひばり幼稚園：検討中

東砂幼稚園：令和 8 年度から令和 11 年度まで、第三あすなろ作業所の大規模改修時の一時移転先として暫定的に活用

江東区立幼稚園設置条例 新旧対照表

現行	改正案
本則 (略)	本則 (略)
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)
名称	位置
(略)	(略)
同 枝川幼稚園	同 枝川三丁目 4番1 - 101号
同 <u>辰巳幼稚園</u>	同 <u>辰巳一丁目 11番1号</u>
同 <u>ひばり幼稚園</u>	同 <u>東雲二丁目 4番1 - 103号</u>
(略)	(略)
同 第五砂町幼稚園	同 東砂七丁目 5番2 7号
同 <u>東砂幼稚園</u>	同 <u>東砂四丁目 20番1号</u>
(略)	(略)
	附 則
	この条例は、令和8年4月1日から施行する。